FAXニュース
ŌMIYA
JR東労組大宮地本
2020年4月10日
No. 177

大地申第17号 「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」の申し入れ、交渉開催その⑤

◆団体交渉の主な議論内容（要旨）です。

５．過半数代表者選挙において、不正行為と捉えかねない行為が毎年発生しているため、投票所・開票作業等の立ち合いを認め、公正公平に実施できるようにすること。

会社回答：過半数代表者は、労働基準法施行規則第６条の２に基づき選出を行っているところである。

組合：過半数代表者選挙において、ある職場では社員が投票時に現場長が覗き込んだ。目撃した人が話したら「コミュニケーションのために声をかけた」と言う。他にも立ち会いに制限がかけられた箇所もあった。また過半数代表者選挙に組合員が立候補したら、組合員以外に代表選に出るように無理やり立候補者を選んだ職場もある。支社から現場へ批判を受けないように指導をするべき。

会社：回答通り選出していると思うが、指摘の事はあってはならないこと。再度通達を出し、職場訪問をして、今後そういうことが無いように指導する。

組合：職場の管理者が信任投票になり「投票に行かなくて良い」と発言もある。

会社：不正行為だと思う。受け止めて指導をする。

組合：職場で組合員が話をしてオープンに過半数代表者選挙が行われているところもある。第三者機関（選挙管理委員会）なども必要だ。検討してほしい。

会社：選出についてしっかりやる。話は受け止めるがこれまでのやり方を踏襲する。不正はあってはならない。

組合：過半数代表者選挙の立ち会いや、投票所、開票をオープンにしてほしい。

会社：指導をしていく。

組合：指導していることがまた起きる。支社が「いいよ」と言っているとしか思えない。

会社：指導が行き届いていないかも。職場を指導していく。

確認！

地本の具体的な事象の指摘を受け止め、今後不正が無いように現場を指導していくことを確認！

６．2020 年 5 月 1 日以降の協定有効期間については、2020 年 5 月 1 日から 2021 年 4 月 30 日までの 1 年間とすること。なお問題が発生した際は、労使で真摯に向き合い改善に努めること。

会社回答：当社の業務運営の特性上、１日、１箇月及び１箇年の限度時間を定める３６協定は、現行法令上望ましいとされる最長の期間である１年間が必須であると考えている。引き続き社員の健康を留意するとともに、適切な労働時間管理を行っていく考えである。

組合：締結期間は１年、問題が発生した場合は労使議論をしていく。

会社：問題があれば、労使で議論を進めていく。

組合：今日の３６協定の議論を議事録整理して締結をしていく。

会社：早い締結をしていく対応をする。

職場実態を訴え労使で問題意識を一致させて団体交渉を終えました。
今後、早急に交渉内容の議事録整理と締結に向けて精力的に取り組みます！